

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,595,438,416	流動負債	578,913,298
現金預金	1,012,031,095	支払手形	277,540,000
受取手形	405,900	工事未払金	145,075,959
電子記録債権	233,909,500	未払金	49,941,996
完成工事未収入金	216,669,274	預り金	684,465
材料・貯蔵品	58,546,305	未払法人税等	60,516,500
未成工事支出金	72,043,154	賞与引当金	19,200,000
未収入金	195,217	未成工事受入金	10,371,878
前払費用	1,006,656	役員賞与引当金	15,582,500
仮払消費税等	631,315		
		固定負債	116,374,541
		退職給付引当金	14,434,541
固定資産	492,040,591	役員退職慰労引当金	61,940,000
有形固定資産	175,529,933	特別修繕引当金	10,000,000
建物	47,250,625	大阪万博引当金	30,000,000
建物付属設備	3,878,690		
構築物	1,997,984		
車両運搬具	1		
工具器具備品	5,716,521	負債合計	695,287,839
土地	116,686,112	純資産の部	
無形固定資産	3,623,275	株主資本	1,391,534,791
ソフトウェア	267,256	資本金	100,000,000
実用新案権	544	利益剰余金	1,291,534,791
商標権	347,175	利益準備金	16,290,000
特許権	3,008,300	その他利益剰余金	1,275,244,791
投資その他の資産	312,887,383	別途積立金	502,000,000
投資有価証券	1,395,900	繰越利益剰余金	773,244,791
出資金	80,000	(うち当期純利益)	(146,230,326)
長期前払費用	2,297,044		
その他投資	2,387,408	評価・換算差額等	656,377
貸倒引当金	△ 907,408	その他有価証券評価差額金	656,377
保険積立金	251,622,841		
繰延税金資産	56,011,598		
		純資産合計	1,392,191,168
資産合計	2,087,479,007	負債及び純資産合計	2,087,479,007

個 別 注 記 表

早水電機工業株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(1) 材料・貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備は除く）及び平成28年4月以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	18年
構築物	15年
工具器具及び備品	3～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア、実用新案権	5年
商標権	10年
特許権	8年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 特別修繕引当金

本社ビルの劣化修繕に備えるため、当事業年度に見合う概算額を計上しております。

(7) 大阪万博引当金

大阪・関西万博に関連する費用の支出に備えるため、当事業年度に見合う概算額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。